

第 1 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会

平成 16 年 5 月 25 日

農 林 水 産 省

午前 9 時 25 分 開会

竹原果樹花き課長

失礼いたします。定刻よりも早いのですけれども、委員の皆様方全員おそろいでございますので、ただいまから16年度の第1回の食料・農業・農村政策審議会の生産分科会果樹部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本当にご多忙の中にもかかわらずご出席賜りまして、ありがとうございます。議事に入りますまで、私、果樹花き課長の竹原でございますけれども、進行をさせていただきます。

それと、まず一番最初にお断りをさせていただきます。生産局の染審議官、本日出席の予定だったのですが、急きょ国会の方に呼ばれてしましました。残念でございますけれども欠席ということございます。ご了承いただきたいと思います。

まず、お手元の資料配付一覧というものがございますので、本日の資料につきましてざっとご説明をさせていただきます。座席表の2枚目に入ってあるかと思います。資料1が議事次第でございます。資料2が委員の名簿の一覧でございます。それから、資料の3でございます。ちょっと厚いものですが、需給調整・経営安定対策の現状というものでございます。それから、資料4、これが16年産のみかんの開花状況、統計部のものでございます。それから、資料5、本日の議題になります平成16年産のうんしゅうみかん適正生産出荷見通し(案)でございます。それから、参考資料も入ってございます。それから、資料6が同じくりんごの適正生産出荷見通しの案になります。参考も入れております。それ

から、資料の7と資料の8でございますけれども、それぞれこの小委員会で、産地・経営小委員会、需給小委員会でこれまで各1回ずつ議論を行っております。その概要をのせさせていただいております。それからあと、参考1から参考4までございます。最後の4というのはパンフレットで、「毎日くだもの200グラム！」を参考までに入れさせていただいております。資料は以上でございます。

続きまして、委員の先生方のご紹介でございますけれども、先生方、もう2月20日の日に果樹部会で既にご面識がおありになろうかと思いますので、恐縮でございますけれども省略をさせていただきます。

それでは、議事次第に基づきまして、まずは豊田部会長からごあいさつをいただきまして、そのまま部会長に議事進行をお願いすることにいたしたいと思います。

豊田部会長、よろしくお願ひいたします。

豊田部会長

どうもおはようございます。

委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

後ほど事務局からご説明があると思いますが、うんしゅうみかん及びりんごにつきましては、毎年の需給動向を踏まえまして、本部会における委員の皆様方のご意見を踏まえた上で、国において適正生産出荷見通しを定めることとなっております。昨年はうんしゅうみかんにつきまして、予想生産量が適正生産量を大きく上回り、著しく需給の均衡を失すると見込まれたことがございまして、この見通しに代えまして、果樹農業振興特別措置法に基づきまして農林水産大臣が生産出荷安定指針を策定することといたしまして、本部会の諮問及び大臣への答申が行われたところでございます。

本年産は、うんしゅうみかん及びりんごの予想生産量が適正生産量を大きく上回ることはない見込まれることから、適正生産出荷見通しを策定する予定になっているようでございます。生産から消費まで幅広いご専門の方々の意見を賜った上で策定することになっており、まさに本部会がそのような場にふさわしいものと思っております。

また、本日は、2月20日にご議論いただきました果樹農業振興基本方針の見直しにつきまして4月の小委員会で議論されておりますので、その概要を事務局よりご報告していただくことになっております。委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきますようにお願い申し上げます。

ここで一言ちょっと触れさせていただきますと、今ご紹介いたしました果樹農業振興基本方針の見直しの基本に食料・農業・農村基本計画の見直しがございますが、これは審議会の企画部会で3課題についてご承知のように検討が進められ、第1の品目横断的政策では、担い手に集中化した助成体系、国際規律に対応した直接支払い、緑の政策への転換、あるいは、生産維持と規模拡大等による経営改善、こういった点が議論されております。それか

ら、第2の農業環境・資源保全政策では、地域が創意工夫して農地・農業用水を保全する仕組みや、農業生産全体が環境保全を重視したものに移行して、効率と環境の両立といったことが議論されております。それから、第3の担い手・農地制度では、地域の実態を踏まえた担い手育成、支援体制の整備等、農地の権利移動規制の見直しや株式会社の農地取得、都市住民の農地需要への対応などが議論されております。

この後、事務局からのご紹介があると思いますが、4月に小委員会の皆様方にご尽力いただきまして、果樹部会に2つの小委員会、需給小委員会と産地・経営小委員会が発足しております。需給小委員会では、果実消費と流通加工の実態の検証、消費拡大、流通加工促進対策について検討することが確認されまして、国際化の進展ですか若者層の果実離れですか、そういう果実需給をめぐる要因について掘り下げた検討を加え、あるいは、5、6月には果実消費者のアンケート調査が計画されております。さらに、産地・経営小委員会では、果樹生産と経営の実態、需給調整・経営安定対策の実態等について検証を開始しております、果樹農業の特性を踏まえながら、果樹産地の基盤整備、農地流動化、労働力の確保の3点について、かなり立ち入った検討が開始されております。言ってみれば、この2つの委員会で担い手と消費者ニーズに応える産地戦略を明確化するような、そういう産地構造改革計画、担い手への経営支援といったことが課題になって検討が進められております。

ちょっとこの間の企画部会及び2つの小委員会についての議論の特徴を簡単にご報告いたしまして、私のあいさつにかえさせていただきます。詳しくは事務局からご説明があると思います。本日はよろしくお願いいいたします。

ちょっとごあいさつが長くなってしまって申し訳ございません。それでは、早速議事に入りたいと思います。

まずは、事務局より資料3、4について説明を受けた後、ご質問等をいただければと思います。それでは、よろしくお願いいいたします。

竹原果樹花き課長

それでは、説明をさせていただきます。その前に、審議官がやむを得ず欠席ということでございますけれども、何点か先生方によくお伝えするようにというふうに言づけられたことがありますので、ご紹介させていただきます。

今、部会長のお話がありましたとおり、食料・農業・農村基本計画の見直しということで今検討がなされております。特にスピード感を持って農政の改革に全力を尽くすということで検討が行われております。これと相まって果樹農業振興基本方針の見直しつきまして、まさに次の世代にどのような果樹産業の姿を残すのかという将来像につきまして明らかにしなければならないということで検討をされてあるわけであります。いずれにしましても、消費者に支持されるような安全・安心で良質な果実を提供できるような産地の生産体制の構築、それから出荷体制の構築というような、そのようなことも重要ではないかということで、これ

は本日の議題とはまた別でございますけれども、今後の検討課題として、是非その点につきまして先生方によろしくご審議をお願いするようにということを言づかっております。

それからもう一つは、本日の検討につきましても、是非忌憚のないご意見をちょうだいいたしたいということで、その旨承っておりますのでご紹介させていただきます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。座って失礼いたします。

資料の3をお開きいただきたいと思います。需給調整・経営安定対策の現状ということで、制度の概要、これまでの経緯、過去3年やってまいりましたその成果につきましてご紹介をさせていただきます。

第1ページをお開きいただきたいと思います。平成13年度にこの制度が創設されました。このときの考え方ということで、

(1)に書いてございます。毎年ごとに生産量・品質の変動が非常に拡大する傾向にありました。需給のアンバランスというのが顕在化しやすいという状況で、果樹経営が安定しないという状況がございました。それから、生産の過剰分につきまして、国産果実の需給の増加というのがなかなか見込めないような状況であった。それから、加工品の仕向け量というのが輸入に押されまして減少いたしました。これを通じまして、今まででは加工を通じて需給調整を行ってきたというのがなかなか機能しなくなつたというのが当時の背景でございます。

そういうわけで、その時まではりんご、うんしゅうみかんにつきましても果汁でもちまして需給調整を図っていたということでございますけれども、それを転換いたしまして、(2)にございますけれども、供給量の調整を確実に実施し、価格と需給の安定を図る需給調整対策を実施すると。それと、2.でございますけれども、そういう需給調整の前提といたしまして、それでもなおかつ価格が大きく低下した場合に、経営の安定を図るための経営安定対策というものを構築したということでございます。

右の方の四角が、今申し上げましたものと若干重複をいたします今後の果樹対策についてということで、その考え方をまとめたものでございます。1点だけ補足をさせていただきますと、3番目の2番目のポツでございますけれども、この対策、13年度から始まりまして6年の計画ということでございました。特に、うんしゅうみかんはうら・おもてがあるということで、2年ごとに運用の方法について見直し、適切な評価を行って、制度の仕組みについて検討してということでございます。13、14が1つの期間、それから、15、16が1つの期間、17、18が1つの期間ということでございます。従いまして、15年度、昨年につきましてはいろいろ見直しのご検討をいただいたわけでございますけれども、15年度と基本的に同じ体制でもって16年度実施するというようなのが現在までの流れということでございます。

2ページをお開けいただきたいと思います。需給調整対策の中身につきまして、もう既によくご存じの先生方には重複になるかもしれませんけれども、簡単にご紹介をいたします。まず、国はこの審議会のご意見を伺いまして、適正生産出荷見通しを示すこ

とになっております。その際、大幅な生産増加が見込まれる場合には、適正生産出荷見通しに代えまして、うんしゅうみかんにつきましては法律に基づきまして生産出荷安定指針というものを作成いたします。りんごにつきましては、生産出荷指導指針というものを策定するということでございます。これは昨年の場合にそれが該当したということでございます。

3番目に書いてありますけれども、見通しの策定を受けまして、生産者団体からなります全国、都道府県、各産地の段階の果実生産出荷安定協議会におきまして、都道府県別、産地別、生産者、あるいは生産出荷組織別の生産出荷目標というものを作成していただくということになります。一方、生産者・生産出荷組織は、それに即しまして予定される生産出荷量及びそのための調整方法を盛り込んだ生産出荷計画というのを策定いただくことになっているというのが大体の流れでございます。仮に、先程申しました大幅に増加が見込まれるという指針が発動された場合には、特別摘果のような形でもって生産量の調整を最優先に取り組んで需給調整を強化すると、そういう仕組みでございます。特別摘果の内容につきましては、右の下の方の四角に書いてございます。改植・高接、全摘果、間伐・大枝切りというような形で強化した生産調整を行うということでございます。

3ページをお開けいただきたいと思います。そういう需給調整を行いました上で経営安定対策でございますけれども、それでもなお価格が下がった場合に補てんをするということでございます。補てんの原資は右の方に書いてございます。国が2分の1、地方公共団体と生産者からの持ち寄りで基金を造成しまして、それを原資にいたしまして、補てん基準価格と当該年産のそれぞれの県別の価格の差の8割を補てんすると、そういうような仕組みになっております。ただ、これは各生産者が出荷計画を的確に実施しているということが条件になっておるという制度でございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。ここからは、13年度から実施しましたそれぞれの年の状況につきまして簡単にふれております。まず13年度でございます。うんしゅうみかんにつきましては、この年はおもて年でございました。生産量の増加が見込まれたということで、この年も指針ということで発動し、需給調整を強化いたしました。りんごにつきましてはそういう形ではなく、適正生産出荷見通しを作成したということでございます。

その結果でございますけれども、右の方に書いてございます。相当大幅な生産の増が見込まれたわけでございますけれども、うんしゅうみかんにつきましては125万トン、りんごにつきましては91万トンの適正生産出荷見通しを策定いただきまして、その結果といいたしましては、その下の表にありますとおりの実績があったということで、ほぼ計画に近い水準になったということでございます。

次に、14年でございます。14年はみかんのうら年でございました。そういうことで、りんご、みかんにつきましてはそれ適正生産出荷見通しというのが策定されたわけでございます。その

結果、それぞれの量につきましては、うんしゅうみかんが115万トン、りんごにつきましては89万トンということでございます。その結果につきましては、その下の表のとおりでございます。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思います。昨年の状況でございます。うんしゅうみかんのおもて年であったというようなことで、この審議会、約1年前でございますけれども、生産出荷安定指針というのを策定いただきました。右の表にございますとおり、その時点では予想生産量が130万トンないし134万トンと見込まれておりましたけれども、そこにつきまして適正な需要量に対応した生産を行うということで、115万トンの生産目標量が定められたわけでございます。その内訳につきましては、生食用、加工用、それぞれ86万トン、16万5,000トンという形でございました。そういうこの計画に基づきまして、都道府県別に生産出荷目標が決定をされまして、隔年結果の是正及び生産量の調整等、効果が高い摘果等の取組みというのが推進されたということでございます。

次の6ページをご覧いただきたいと思います。先程ご紹介をいたしました特別摘果というようなことで、いろいろ取り組みが進められました。それ以外にも収穫期までに仕上げの摘果ですか、あるいは樹上選果というようなことで、各県とも積極的に取り組みがなされております。右の方に具体的な取り組みの事例が紹介されておりますけれども、それは省略をさせていただきます。

最後に、その下でございますけれども、その結果ということでございますけれども、こういう取組みが非常に強力に行われたということもございます。それと、極早生種を中心に8月中旬以降、なかなか果実の肥大が進まなかつたというようなこともございました。あるいは、9月以降に日焼け果の発生というようなこともあります。そういうこともございまして、うんしゅうみかんにつきましては適正生産量が115万トンと策定されましたけれども、それを下回りました114万7,000トンというのが最終的な結果になったということでございます。

次の7ページをご覧いただきたいと思います。りんごにつきましてでございます。これも昨年の審議会で適正生産出荷見通しというのが策定されまして、これに基づきまして都道府県別の生産出荷目標が策定されました。これに基づいて適正な摘果等の取り組みが行われたということでございます。昨年の場合は、この時点で予想生産量が90万トンということでございましたけれども、適正生産量は87万トン、内訳としまして、生食用63万5,000トン、加工用14万5,000トンという形でございました。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。各県での取組みということで、高品質果実の生産というような観点から、摘果、あるいは仕上げ摘果、樹上選果というような取組みが推進されました。具体的な県名で掲げられておりますけれども、青森県ではりんご適正着果量確保推進運動というのを全県的に展開されたというような事例もございました。結果といたしまして、そういうような取り組みがあったということと、それと、残念な話ではございますけれども、青森県で台風の被害がございま

した。落果、あるいは傷果の発生というのがありました。そのような観点から、りんごの生産量につきましては87万トンの適正生産量に対しまして、97%の84万2,000トンというのが昨年の結果であったということでございます。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。こういう取組みを受けまして、価格の状況がどうであったかということを示しております。まず、13年産でございます。うんしゅうみかんでございます。前年はうら年であったということでございますが、この年はおもて年であったということで、卸売数量は、前年に比べまして121%ということでございました。そういうこともございまして、価格につきましては低水準で推移したわけでございます。理由として何点か書かれております。量が多かったということ、それと、好天によりましてこの年は出荷が早まらざるを得なかつたというようなこともあります。それとまた、地方市場が不振ということで、荷が大都市の市場により多く集まったというようなことがございます。それから、全般的な景気の低迷というようなこともございました。生鮮食料全体の売れ行きが悪化したというようなことがこの年の原因ではなかろうかというふうに考えております。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。りんごの13年の状況でございます。これも同様、前の年に比べまして卸売数量は125%ということでございました。卸売価格も低水準で残念ながら推移したということでございます。原因につきまして特徴的なところは、ふじの貯蔵性ということが、この年はあまり良くかなつたということで、出荷が早まらざるを得なかつたというようなことがありました。そういうことも原因になっておりまして、価格につきましては、前年に比べまして低下をした、低水準で推移をしたということでございます。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。次の14年産の状況でございます。うんしゅうみかんにつきましては、うら年であった年でございます。そういうことで、卸売数量は前年に比べて83%ということでございました。卸売価格につきましては、そこに書いてありますとおりでございまして、前年を上回って推移したわけなんですけれども、1月以降、卸売価格が低下したというような状況が発生いたしました。これは、理由を何点か書いてあります。一番最初の極早生のみかんというのがおもて年並みに多かったということがございますが、1月以降の原因といたしましては、この年は糖は高かったんですけども酸の量が多かったと。酸抜けが悪かったということで、消費者が敬遠したという点がございます。それから、酸が高いということで、なるべく減酸した上で出荷するということで、出荷が年末に集中してしまったというようなことで、1月に過剰な在庫を抱えてしまったということが年が明けて値段が下がった原因ではなかろうかというふうに考えております。

次に、12ページをご覧いただきたいと思います。同じくりんごでございます。りんごにつきましては、卸売数量は2割程度上回りましたけれども、9月以降は前年並みに推移しております。卸売価格につきましては、書いてあるとおり、9月には前年比

71%に低下をしたということですけれども、その後回復しました。この要因といたしましては、早生種のつがるの肉質が軟化するような傾向があったというような問題点がございました。それから、果実の肥大がこの年早かったということで、出荷がどうしても前進化してしまったというようなことで、特定の時期に出荷が集中したということでございます。それからもう一つ、晩生種のふじでは実われ果が発生し、あるいは流通段階で果肉に褐変が発生をしたという、そういう品質的な面で価格が余り上がらなかつたというような、そういうような状況でございます。

次に、13ページをご覧いただきたいと思います。昨年、15年産のうんしゅうみかんでございます。先ほど申しました極早生につきましては、小玉傾向であった、あるいは、日焼け果が発生をしたというようなことで、11月までの出荷量は前年に比べまして8割程度ということになっておりました。その後、12月、1月で出荷量は前年を若干上回りまして、3月までの出荷量ということでは、前年の約9割というような形になっております。卸売価格につきましては、10月は前年比112%ということだったんですけれども、11月、12月は卸売価格が低下をいたしました。前年比の8割程度となっております。ただ、12月中旬以降の普通うんしゅうが出荷される頃になると価格が持ち直しました。これは品質が良かつたということでございます。トータルといたしまして、3月までの累計といたしましては対前年比94%という形になっております。

14ページをご覧いただきたいと思います。昨年の価格で一番問題だったのが、11月にみかんの値段が下がったということでございました。その要因として私どもが考えておりますのは、1つは果実が小玉傾向であったということ、それから、2つ目ですけれども、天候の具合で早生みかんにつきまして糖度ののりが低かつたということでございます。右に大田市場での糖度の状況が書かれております。それから、3番目でございますけれども、主産地では高温多雨というような状況でございまして、果実の体質がなかなか良くなかった。腐敗果が発生したり、棚持ちが悪いというふうな状況が起こっておりました。それが一方、この年は特に11月に暑かったわけでございますけれども、消費地でも高温ということでみかんが敬遠されまして、購買行動に結びつかなかつたというようなことがございます。そのようなことから、価格がこの時期非常に低下をしたということでございます。

次に、15ページをご覧いただきたいと思います。りんごにつきましては、昨年夏が涼しかったというようなこともございまして、最初は出荷量が少なかったということでございますけれども、徐々に増加いたしまして、4月までの累計では対前年比95%ということになっております。卸売価格は、10月までかなり高めに推移いたしまして、11月にはやや低下をしたということでございます。一方、12月以降は再び上昇に転じておりまして、4月までの累計では対前年比で121%という形で、りんごにつきましては数年間価格が低下しておりましたけれども、15年産につきましては持ち直したというような形になっております。

16ページをご覧いただきたいと思います。価格がうまく推移し

たということの要因を私どもの方で分析をしてありますけれども、10月までにつきましては、特に、早生種のつがるにつきまして山形から長野、青森という形で徐々に産地が移動するわけですけれども、この間のリレー出荷というような、これがうまく進んだということです。それから、中生種のジョナゴールドのようなものの切り替えというのがうまく進んだというようなことが1つの要因というふうに考えております。それから、11月に入りまして、ここはみかんと同じような形で天候関係というようなことで、消費者の購買行動が鈍ったということでございますけれども、11月に入っては若干卸売価格が下がったということでございます。しかしながら、その後のふじを主体といたします出荷につきましては、非常に品質が良かったということもございまして、再び上昇に転じたというのが昨年の傾向であったということでございます。

続きまして、17ページをご覧いただきたいと思います。こういうことを受けまして、経営安定対策の現状ということで、13年産につきまして書かれております。うんしゅうみかん、りんごとも卸売価格は低水準で推移したということでございまして、うんしゅうみかんは全19府県で補てんが行われたという形でございます。りんごにつきましても、先ほどの状況で出荷期間が比較的遅い2県で補てんをするというような状況になりました。右の方に、それぞれ補てん基準価格、それとその前にそれぞれの県の価格、それから交付額、それから1農家当たりの平均の受取額を掲げさせていただいております。

それから、14年産でございますけれども、うんしゅうみかんは県によりましていろいろ差がございました。特に、年末に出荷が集中して、年が明けて値段が低下したというようなことがございまして、そういうことで12府県で補てんが発生をしたということでございます。りんごにつきましても、先程の品質的な問題がいろいろございまして、これにつきましては、全5道県で補てんが行われたということでございます。

次に、18ページをご覧いただきたいと思います。本年の状況でございます。うんしゅうみかんにつきましては、もうほぼ出荷が終わっております。従いまして結果が出ておるわけでございますけれども、結果的に先程のような状況でございまして、今年、全18県ということでございますけれども、そのうち12県につきまして補てんが行われる見込みということになってございます。一方、りんごにつきましては、先程の卸売価格がそれまでに比べ顕著に推移したということでございまして、補てんの発生が行われないのでこれはという状況でございます。

以上がこれまでの状況ということでございます。

引き続きまして、資料の4でございますけれども、農林水産省の統計部で発表いたしました16年産のみかんの開花状況につきまして、私の方からご説明させていただきます。

まず、開花状況でございます。16年産は基本的にうら年ということでございますけれども、開花の時期といたしましては、全国平均で4日ぐらい早かったということでございます。これは、2月からの気温が前年に比べて高めに推移したということがありま

す。2番目に開花数でございます。今年はうら年であるということで、昨年に比べておおむね1割程度少なかったということでございます。3の旧葉の着葉状態、これは樹の勢いがあるかないかというような、そういう指標にもなります。旧葉の状況は昨年並みであるというような状況でございます。

従いまして、IIで開花状況等から見た生産の見込みでございますけれども、まず、結果樹面積でございますけれども、これは改植・高接更新したものが結果樹年齢に達する面積はあるものの、老木園の廃園ですとか優良品種への改植、高接等があるというようなことから、前年産に比べてわずかに減少すると見込まれております。それから、収穫量につきましては、前年産並みが見込まれると。これは、前年産に比べて開花数が少なく、結果樹面積の減少が見込まれるものの、おもて年の前年産が計画的な摘果が進められたことや日焼け果が発生したことなどにより、収穫量が少なかったためであるというような分析でございます。

以上、資料3と資料4につきまして説明をさせていただきました。

豊田部会長

どうもありがとうございました。

経営安定対策事業、3カ年間の実績等々を中心に、あるいは、本年度のみかんの開花状況等につきましてご説明がございました。これまでのご説明につきまして、ご質問等あればお願ひいたします。よろしくお願ひします。

ご発言の方、挙手をしていただきましてよろしくお願ひいたします。

石川委員、お願ひいたします。

石川委員

資料3の6ページと7ページのあたりですが、昨年はおもて年で、生産出荷安定指針を出したわけですよね。それで、摘果をして逆にそれを下回ってしまった。うんしゅうみかんの場合下回ったし、りんごの場合も台風の被害で適正生産量より少し下回りましたね。生産者からすると、それだったらもう少し摘果を控えれば良かったのではないかというような気持ちを持たれた方が多いのではないかと思うんですが、その辺の自然災害なり何なりを含んだアローワンスというなんでしょうか、その幅というのはどんなふうに見ていらっしゃるんでしょうか。

豊田部会長

それでは、すぐその問題については事務局から、よろしいですか。

竹原果樹花き課長

特にアローワンスというような考え方を持っておりません。ただ、うんしゅうみかんにつきましては、繰り返しになるかもしれませんけれども、当初に相当生産増が見込まれておった中で、まずは摘果の取組というのが非常に多く行われたというのがまず1点あろうかと思います。

それと、残念ながら後期の生育の状況では、日焼け果の発生とかありますし、どうしても出荷ができないものが生じてしまったというようなことで、結果的に、若干ではありますけれども、ほぼ指針として掲げられたものに即した生産が行われたのではないかなというふうに見ております。

りんごの場合は、本当に残念なことに台風が発生をしたということではございますけれども、これにつきましても、それを持ちまして当初もっと生産すればというような、さすがに最初の段階では見通すわけにはならないものですから、そのところはいたし方ないのかなというふうに考えております。

豊田部会長
石川委員、よろしいでしょうか。

石川委員

そうすると、生産者としてもこのぐらいは認められる範囲内に終了したと。とにかく、ないものはないのでしょうかないとは思うんですけどもね、気持ちを含めてほぼ適正生産量の中におさまったと生産者の皆様も思っていらっしゃるということでしょうか。

豊田部会長
今のご意見は、事務局へのご質問というよりも、本日ご出席いただきておられる生産者の方の、委員相互のことございますので、関係の委員の方、よろしくお願ひいたします。

古野委員、お願いします。

古野委員

やはり生産者としても目標に向けて努力はするわけですけれども、やはり気象条件とかそういうところも含んで、より多く、最高レベルで作ろうと思うんですよね。でも、それが農協とかで温度差がありますし、それを強固に守るところとそうでないところがあります。愛媛県の場合でも、この経営安定対策事業に不参加のところがどんどん増えてきている、そういう状況もあります。テレビなんかでも取り上げられたところもあるんですけども、農協の95%の方が不参加というようなこともありますし、これからそういう問題がどんどん増えてきて、この事業の本来の意味がなされるのかなという、そういう心配もあります。

豊田部会長
率直なご意見、どうもありがとうございます。
木村委員、お願いします。

木村委員

せっかくでございますので。昨年の台風は本当に生産者としては残念なんですが、自然災害というのはこういうふうに露地で生産している、特にりんご、みかんなど、何でも同じなんですが、やむを得ない部分があるんです。だからといって良品生産に取り組まないということには絶対ならないわけで、適正生産量という

以前に、問題として、生産者は樹の負担などを考えて生産ができるような体制づくりにはきっちり取り組みますし、それから、消費者がどのような果実を好んでいるのかしっかりとと考えながら、適正生産量に向けた摘果運動などは15年、16年にかけて一生懸命やっているわけです。災害の話は完全に別な話で、災害がくると生産者はまさしく成すすべもなく頭を抱えるだけというのが正直なところです。

豊田部会長

どうもありがとうございます。

みかん、りんごと出ましたので、それでは、増田委員、先にお挙げになったので。その後大段委員、お願いいいたします。

増田委員

大変基本的なところにまた立ち戻っての質問をさせていただきます。この果樹の議論というのがうんしゅうみかんとりんごというふうになっているのは、消費者としては少し納得ができるようないいようなところがあるんです。基本的に、なぜ、うんしゅうとりんごなのか 生産量で見ますと、388万トンのうち113万トンがみかんであり、93万トンがりんごで、その後なしが38万トンと非常に量的にも違っていますので、恐らくみかん、りんごというのは日本が世界に誇れる果実であって、伝統もあり、栽培方法も工夫されていて、日本の風土に合った果樹として今まで育ててきたという歴史もあるのかなと思うんですけども、翻って考えますと、果物といいますとどんどん多様化してきてありますね。その中で、なぜりんごとうんしゅうみかんなのかと。果実全体の生産のけん引役を果たしている役割はわかるような気はいたしますが、そこで、経営安定対策という助成金の仕組みも、他の果樹の場合はあるんでしょうか、ないんでしょうかということと、それから、この助成金というのは、今言われております基本計画の見直しの中で、緑の政策と言われておりますが、できるだけ直接支払いの形で持っていこうとしているところにはまるのかどうか。果樹の基本計画というのが見直しを行われているというふうにも聞いておりますが、その辺のところもちょっと質問させていただきます。

以上です。

豊田部会長

今のご意見は、直接、経営安定対策の対象にかかる制度の設計思想ということと、あと、日本の果実市場全体のグローバル化の中での現状、多様化している果物消費の現状、といったことに関わりますので、多分この議論は、3カ年間の実績の中で果物の品質がいかに重要かという点と、それから、季節別の供給量、市場出荷量の計画性というのがいかに重要かということの論点を浮かび上がらせていると思うんですけども、年間の消費の構造全体は、今のご指摘の多様な果物というところに非常に関わってまいりますので、そして、経営安定対策でなぜみかんとりんごの2品目を対象にしているのかという、その制度の仕組みに関わり、あるいはまた、価格とリンクした制度から価格とリンクしない直

接支払い制度への転換等に関わってたくさんの論点を出していただきました。よろしくお願ひいたします。

竹原果樹花き課長

果樹対策ということでは、当然のことながらすべての果樹を対象としたとして対策をやっております。ただ、今回お諮りしておりますのは、需給調整・経営安定対策について、この2つの品目についてなぜやっているのかという、こういうご質問だと思います。やはり、まず日本の果実の大層を占めておるという点もございますけれども、もともと、特にうんしゅうみかんにつきましては最盛期は400の万トン近い生産量があったと。今は100万トンを若干超えるような数字になっておりますけれども。そういうような中で、それともう一つは、みかんにつきましては、かねてから需給バランスがなかなか取りづらい作物であったということもあります。そのようなことから、大どころでありますうんしゅうみかん、りんごにつきまして、需給調整を前提とした経営安定対策ということで、この2つの品目についてやってあるということです。

ただ、他の品目で何も検討していないかというとそうではございませんで、先程申しました、冒頭、一番最初の1ページ目に書いておりましたとおり、2年ごとに対策を見直すということで、他の品目が対象になり得るかどうかということもその都度検討しております。ただ、需給調整が果してできるかどうかということになりますと、他の品目、例えばぶどうをご想像いただきますと、多種多様なぶどうがございます。品種もいろいろありますし、生産方法もいろいろあるということをご存じます。こういうものが果して全国レベルで需給調整ができるかということになりますと、これはなかなか難しいということで、現にそういうことをやってほしいというような形での県のシェアというのも非常に低い状況であるということで、要するに、需給調整を前提とした経営安定対策ということをこの制度でやっておりますけれども、そういう意味でそういうことができるものがこの2つの品目に今のところ限定されるのではないかということで、これまで対策を講じてきたということをご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、先程、古野委員から経営安定対策のお話がございました。経営安定対策につきましても、必要な見直しというのは当然のことながらやっていきますし、この果樹部会の小委員会でも、次回はその話の検証も行ってまいります。ただ、経営安定対策から抜けておられる方が愛媛県内でおられるというのを私どもも承知申してあるんですけども、ただ、全国的に見ますと必ずしもそういうことではございませんで、愛媛県の中でも特定の地域であるというようなことが多いというようなこともございますので、ちょっとその辺、恐縮でございますが、付け加えさせていただきます。

豊田部会長

それでは、先程拳手をされておられた大段委員、それから今拳手をされました梶浦委員、その順番でよろしいでしょうか。関連

しますか。では、お先にどうぞ。

梶浦委員

情報提供になりますが、うんしゅうみかんが統計資料に出てきたのは明治になってからです。たかだか100年ぐらいの歴史しかありません。りんごもご存じのように明治維新後に欧米から入ってきています。一方、なしとかぶどうは、平場で江戸時代から松戸や川崎、山梨などで作られており、ずっと長い歴史があります。現状を見ると、これらの古い果樹の価格は割合に悪くないんです。都市近郊の場合は増反しているところもあります。ぶどうも巨峰は陰りもあるのですが、ピオーネは調子がいいです。価格的に見たら、みかん、りんごほどのことではないのです。

それからもう一つの特徴は、みかんは西南暖地で戦後どーっと増えたわけですが、ここは条件不利地なところであり、かつ遠距離であって、農村政策や地域政策みたいな要素も少しあります。りんごも、東北本線ができるまでは青森から東京に出せなかったわけです。あそこは米の冷害地帯で、りんごがあるから生活が成り立っているようなところです。ちょっとこの2つの果物は、性格が他と違うところがあると思います。

豊田部会長

ありがとうございました。

それでは、大段委員、お願いいいたします。

大段委員

先程の生産量の変化と言いますか、2つほど要因があると思うんですけども、極端な表現をしますと、工場で饅頭を作るんだったら本当に計画どおりできるわけですが、天候に支配されるわけですから、私はみかんだと収穫の1週間ぐらい前までも変化が起こると。先程極早生に日焼け果が発生したと話がありましたが、これは収穫直前です。従って、早くからなかなか予測がつきにくいという、まさに天候に大変支配されやすいという性格があります。ここが1つ、これは果物、特にかんきつ類にはあると。特に早生系統のかんきつ類には多いということがあります。

それからもう一つは、これは統計上の問題があるんです。以前は、みかんの場合、農林統計事務所、国が発表します収穫量というのは、収穫直前の状態を言ったんです。収穫する直前の状態を生産量だと、こういうふうに言っておりましたが、今は収穫をして自分の家まで持って帰ったものが収穫量になっていると。変わっています、何年か知りませんが。そこで、この予想というのは、全部収穫するという前提で予想を出すわけです。

こここのところにちょっと問題がありますのは、昨年も一昨年もみかんは安いものですから、収穫をしないで樹上で放棄した、あるいは畑で廃棄したのがあるんですよ。台風で非常に悪いみかんができたり、これはとても山から下ろして持って帰れない、加工原料の価格も安いですから。そういうものは統計に入っていないんですよ。だけれども、今ここで、後から出てくると思うんですが、収穫予想量というものは全部収穫をして持て帰るものだとい

う前提があります。この辺に、統計の取り方に若干矛盾があるんですね。

最終的には、みかんの場合は翌年の4月に正式に決まるんです。これは出荷量その他を全部きちっと計算をして出すわけですから、私は去年の場合、西日本各地を見てありますと、もう高齢化も進んでいるしみかんが安かったということで、収穫をしないで放っていたものが結構ある。それから、畑に捨てたものが結構あります。だから、実質の収穫量というのはもっと多かったんだろうと。先程言いましたように、みかんの樹になっている収穫直前の状態というのはもっと多かったんだろうと思うんですが、この辺がきちっと理解されていないといけない。

従って、後ほど出てまいりますが、今年は一応去年並みの収穫量を予想している。しかし、実際にどうなるのか。これは価格が安いと畑へ捨てたりしますから、これは収穫量になりませんから、どうなるかというのはこれからまだわかりません。これは私が農林統計と話をしたらそういうふうになっているので、そのところがきちっと事前にできていないとわかりにくいという感じはしますね。

以上です。

豊田部会長

どうもありがとうございます。

この点、他にご意見ございましたら、非常に大事なことでございますので。

それでは、納口委員、お願いいたします。

納口委員

納口でございます。

基本的なお話が出ておりますので、もう一点教えていただきたいと思うんですが、食料・農業・農村政策審議会の企画部会の中でも重点項目ということで担い手への政策重点化ということが言われております、また、国際規律ということも言われておりますが、みかんの場合、需給調整・経営安定対策ということで、かなり政策が関与して需給を調整していくことだと思うんですけれども、その時に大変気になりますのが、担い手というのを本当に育っていく方向なんだろうかどうだろうかというところがお聞きしたい点でございます。梶浦委員からは地域政策的なもののがかなりあるのではないかという話がございましたけれども、例えば環境保全型農業に配慮したようなみかんを作っているような経営であるとか、あるいは、消費者ニーズに合わせた品質等の努力をしている経営といったところを伸ばすような需給調整、あるいは経営安定対策になっているのかどうかというところを補足していただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

豊田部会長

今のご意見は、何かちょっと私へのご意見というニュアンスもちょっとありましたので、ちょっと先に一言述べさせていただきます。

先程、緑の政策の対象になる直接支払い政策と経営安定対策との関連性、今は経営安定対策の担い手育成効果、こういったことが議論になっております。一応企画部会で議論しております対象品目は、米と小麦、大豆、それからあと砂糖、それから芋、でん粉原料でございますね。こうした、非常に品質がかなり画一的な

画一的と言っては語弊がありますけれども、今大段委員からご説明がありましたように、およそ世界でも果物とこれ以外のこういう穀物、作物は、かなり違う商品特性を持ったものとしてとらえられております。そういうものを対象とした直接支払い政策と、それと、極めて品質という要素が需給バランスの中で大いに果物について、その需給を安定させるという観点から取り組まれている経営安定対策というのは、それぞれ農業部門の特性に応じた1つの政策手法ではないかということで、これは諸外国ともこういう過剰基調のものの需給調整を行うという制度もございますので、それは各国の交渉等においても相互に認められている制度的な特質ではないかと私は考えております。米国等についても、マーケティングオーダー制度という、連邦政府が絡んだ需給調整の仕組みがございます。

それから、後半でございますけれども、担い手育成にとって必要な課題は何かということでございますが、実はこれは小委員会の中での産地構造計画ということが、後ほど紹介されてくると思うんです。それには、担い手の育成ということと、今ご指摘のような環境保全型の農業への転換ということが1つのセットのような形で出てまいりますので、ここまで議論が広がってまいりますと、それはそのときにまたゆっくりご議論していただいた方がいいのではないかというふうに判断いたします。

一応、他になければ、この需給調整・経営安定対策の現状、平成16年産みかんの開花状況について、もうお一人、お二人、ご意見を伺って次に移りたいと思います。

それでは、小田切委員、お願いいいたします。

小田切委員

私は、具体的な個別の事実、あるいはその事実認識について少しお尋ねしてみたいと思います。うんしゅうみかん及びりんごの価格の推移ということなんですが、5ページ目と7ページ目にそぞれうんしゅうみかん、りんごの価格の推移があります。これを見ますと、確かに直近3年間、価格の安定が図られているということがよくわかるわけでございますが、しかし、よくよく見てみると、この価格の安定の仕方は、うら年、平成14年度における、本来ピークとなるものが引き下げられて、いわばボトムに近くなることによって安定化しているということですね。そういう現象だろうと思います。本来、価格安定政策は、少なくとも生産抑制という政策措置を持っている限りは、ボトムを引き上げるというのが恐らくその政策的なねらいとするところなんですが、こうしたいわばボトムにピークが引き下げられていくという現象が先程ご説明いただいたような出荷時期の問題、あるいは品質の問題、このことだけで説明できるのかどうか、この点、是非教えていただきたいと思います。

併せてお願ひでございますが、こういうことがもし傾向的に続くのであれば、平成16年度、今年度どういうふうな価格が出るのかという、この検証が非常に重要になるというふうに思います。その検討ができるような情報の集め方、それも同時にご検討いただければと思います。

豊田部会長

今の点につきまして、非常に大事な制度の狙い、あるいは本質に関わる点で、ちょっと一言私からお話させていただいてからと思いますが。果物の需給調整・経営安定対策では、その価格の平均水準との品質の差というのは非常に大きくなっていますので、その品質の差まで価格を補てんしていくという趣旨は持っておりません。需給調整しながら、全体としての価格ベースを問題にして制度の結果を見ているのではないかなというふうに思っております。

それからもう一点は、ご承知のように現在の生鮮果実市場は非常にグローバル化しております、多様な輸入果物が、あるいは果実的野菜が非常に急速に供給されていると。そういう状況の中で、価格動向がかつてのような季節的な変動から通年固定的な方向に変化をしているということがもう一つございます。そういう中で、これはあくまで平均数値の目標量であったり価格であったりするわけでありまして、それぞれの産地がその目標なりを踏まえながら、それぞれの産地の持つ品質特性に応じた産地戦略を開発しているという、そういうような制度になっているというふうに私は理解しております。かつてのような需給調整しながら価格が異常に上昇するというようなことは、今のグローバル市場の現状からいって考えられず、最悪の事態を防いでいくという、そういう需給調整の目的は私はそれなりに果たされているのではないかなどと、そういう見方もできるのではないかと思います。ちょっとこの辺、もう少し立ち入ったご説明があると思いますので、よろしくお願ひします。

竹原果樹花き課長

豊田部会長のお話に大体尽きてているというふうには思っております。ただ、確かにそれぞれの年にいろいろな要因はありましたけれども、最近の傾向ということにつきましては、さらに突っ込んだ議論というのも当然のことながら必要かなというふうにも思っております。

もう一つ、さらにやらなければならぬと思っておりますのは、流通の形態が年々変わってきてているというようなことの中で、その中で出荷というものに対する役割という、あるいは販売店での販売というようなことにつきましても検討が必要かなというふうにも思っております。

ただ、今これ以上のこととは、申し訳ございません、なかなか断言するようなことを申し上げるわけにはいきませんけれども、ただ、おっしゃいますとおり、16年産が品質が良いという前提で価格がどのように形成されるんだろうかということは、確かに今後の政策を考える上で1つの大きなキーポイントではないかなというふうには思っております。またいろいろご教示をいただければ

ありがたいと思っております。

豊田部会長

どうもありがとうございました。

まだ実はこの問題でいろいろあると　もしございましたら、あとお一人、お二人、ご意見をお願い申し上げます。

それでは、武井委員、お願いいいたします。

武井委員

販売をする方からちょっと言わせていただきたいと思いますけれども、この生産量というのは大変難しい要素を含んでおりまして、我々も市場に出荷されてくるもの、それがどのような数量なのか、なかなか正直言ってつかむことが難しいわけです。今、計画出荷、また、我々が計画販売というような形の中で、それぞれ販売先等とやりますけれども、現実、天候とくっついていますので、雨が不足しても出荷量が違う。ましてや台風が来ると生産量そのものが変わってくるというような中で、我々販売も大変苦慮しているところがあります。

また、この価格というのは、大変経済とイコールするところがありますが、消費経済が低迷しているとやはり消費者は買い控えをするというようなことがあって、単価的にも下がってくるというような中で、生産者が、それこそ先程後継者の問題がありましたがけれども、本当に後継者に農業経営がスムーズにいくような価格形成というものはなかなか現実は思うようにいかない。生産者が言うところの再生産価格と、また、我々が実際販売する価格と、大変大きな開きがあるということです。それがまた後継者の問題に結びついてくるということになっているのが現状ではないかというふうに思っております。

我々も生産者と車の両輪ということの中でいろいろ討議を重ねますけれども、この問題は大変、生産量というのは難しい問題だというふうに思っているところです。

以上です。

豊田部会長

卸売市場のお話がございまして、一応そういうことで今この議論を一区切りさせていただいて、次に進めさせていただきたいと思います。

それでは、早速資料5、6につきまして事務局よりご説明をお願いいたしたいと思います。では、よろしくお願いいいたします。

竹原果樹花き課長

では、資料5をお開きください。16年産のうんしゅうみかんの適正生産出荷見通しの案でございます。まず、1番、うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し。予想生産量につきましては、後でもご紹介いたしますが、114万トン程度というふうに見込まれております。適正生産量につきましては111万トン、これは昨年は115万トンということでございました。適正出荷量につきましては98万5,000トン、生食用の出荷量につきましては86万トン、これは昨年と同様ということの数字でございます。加工原料用出荷量につ

きましては12万5,000トン、これは昨年は16万5,000トンでございました。そのうちの果汁用9万5,000トン、これは昨年は13万5,000トンでございました。この減少につきましては、昨年質が悪かったというようなことで、特に早生種につきましては果汁に相当仕向けられたというような状況がございます。それともう一つは、昨年冷夏ということで果汁の消費が少し伸び悩んだというようなことで、現在果汁工場で在庫を抱えておるという、そういうような状況の中で、果汁用の仕向量につきまして減少する必要があると、そういうことでございます。缶詰用の3万トンは昨年と同様でございます。

次に、2の生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるように調整するために必要な措置ということでございます。(1)としまして、生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体の措置ということでございます。需要量111万トンと見込まれる一方、現時点での予想生産量は114万トンが見込まれるということで、若干上回るということで予想されます。このため、本見通しに基づきまして全国段階、府県段階、産地段階で生産出荷量を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組むということで、計画的な生産、1つは適正な着果量を確保するため、摘果等の作業を推進すること。高品質果実の生産に努めること。極早生品種について需要に見合った生産を推進すること。それから、計画的な出荷。出荷品質基準の徹底により、高品質果実の出荷に努めること。加工原料用果実について、長期取引契約による安定的な取引に努めること。(2)といたしまして、計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行うということでございます。

次のページは、それに関係いたします参考の資料ということで載せてございます。要点だけご説明をさせていただきます。まず、予想生産量につきましては、先ほどと同様でございますけれども、結果樹面積は昨年よりやや減少していること、本年産は開花数がやや少ないとから、着果数は前年産よりやや減少すると見込まれること。単収は計画的な摘果が進められた平成15年産よりわずかに増加すると見込まれること、そのようなことを総合的に勘案いたしまして114万トンの数字というのを見込んだということでございます。

その下の参考に、日園連さんも同じような形で推計をされておりますけれども、同じ数字が出ているということでございます。

次に、適正生産出荷量の考え方でございます。111万トンと見込んでおります根拠でございます。まず、1人当たりの純食料、これは下の印のところに書いてございますけれども、最近の1人当たりの純食料の数字を生食と加工と合わせて5.51キロをまず見込みます。それに人口を掛け合わせ、純食料を求める、その後、粗食料、国内消費仕向け量、これは所要の計算をいたしまして見込んであります。輸出につきましても考慮いたしまして、合計といたしまして消費仕向け量として111万トン、四捨五入いたしましてそのような数字を計算したということでございます。

次のページをご覧ください。(2)はそういうことで111万トンということでございますけれども、(3)、その内訳ということでございます。生食用、加工用、それから自家消費等があるとい

うことで、111万トンの内訳をそういう形で示させていただいているということでございます。

続きまして、資料6をご覧いただきたいと思います。同様にりんごにつきましてお示しをしております。予想生産量につきましては、88万トン程度と予想しております。これは昨年の場合はこの時点では90万トンと見込んだということでございます。以下、適正生産量87万トン、適正出荷量78万トン、生食用の出荷量63万5,000トン、加工用の出荷量14万5,000トン、うち果汁用12万5,000トン。この数字につきましては、それぞれ昨年と同様ということでございます。

2の適正生産量・出荷量となるように調整するために必要な措置ということでございます。基本的には、先程のうんしゅうみかんと同様でございますけれども、計画的な生産につきましては、適正な着果量を確保するため、摘らい、摘花、摘果等の作業を推進すること。高品質果実の生産に努めること。計画的な出荷につきましては、出荷品質基準の徹底により、高品質果実の出荷に努めること。加工原料用果実につきましても、うんしゅうみかんと同様に長期取引契約に基づく安定的な取引に努めること。それから、計画的な生産出荷の実施に資するため、所要の事業を行うという形にしてございます。

次の参考資料、次のページでございますけれども、お開きいただきたいと思います。予想生産量の考え方でございます。各道県の開花状況報告を受けますと、結果樹面積は前年産よりわずかに減少して、現時点で着花数が多いと見込まれるもの、高品質果実生産のための摘果というのが推進されるであろうというような観点から、16年産の予想収穫量は88万トンというふうに見込んでございます。各県ごとの開花の状況につきましては、ふじを内容といたしましてそのような状況でございます。

適正生産出荷量の考え方でございます。需要量につきましても、これも先程のかんきつと同じような形でございます。国産の最近の純食料、1人当たり5.06キロを用いまして、先程と同じような計算をしております。輸出につきましては、最近、特に台湾向けの輸出が好調ということでございます。2万2,000トン見込んであるということでございます。そういうことから、適正生産量につきましては87万トンと見込んだということでございます。

最後のページでございますけれども、先程のうんしゅうみかんと同様に、87万トンの内訳をまた別の形でお示しした形でございます。

以上でございます。

豊田部会長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました件につきまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

なお、ただいま説明がございました平成16年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し、今のみかん、111万トン生産、出荷98万5,000トン、りんご、88万トン生産、出荷78万トン、こういったものにつきましては、昨年本部会でご審議、ご答申い

ただきました生産出荷安定指針とは違いましてご答申をいただくものではありませんが、本部会の委員の方々のご意見を踏まえ策定することとなっておりますので、忌憚のないご意見をいただければと考えております。

それでは、よろしくお願いいいたします。

大段委員、お願い申し上げます。

大段委員

先程もちょっと申し上げましたけれども、みかんの場合、過去3年間大変な安値でございました。したがって、生産者の意欲が若干落ちていると。いわゆる管理が十分でないという影響がございまして、今、園地を見ておりますと、私どもも四国をちょっと見させていただいたんですが、大変ばらつきが多いんですね。そんなことで、今は花はあるから去年並みの作柄はあるだろうという予想のようでございますが、どうも私は下方修正されるのではないかなど、こんな感じがします。気温の変化もございます。先程も申し上げましたように、本当に1週間前にならないとわからないというような状況もございます。

従って、この見通しが外へ出ます。これからずっと秋までこのとおりでいくんだろうと思うんですが、私はやはり中間で、例えば生理落果が終わった7月下旬ぐらいのところでもう一回見通しを出さないと、これがひとり歩きをすると我々にちょっと問題が起こるんです。先ほど小田切委員さんからもご質問がございました。価格形成のところでございましたけれども、もうスーパーではみかんが樹になっている間に小売価格が決まっているんですよ。そういう状況でございます。ですから、その時点で、ほとんど価格が決まっているというような状況もございまして、去年、大変価格が安かった中で、今年も去年ぐらいあるのかということになると思うんですね。我々生産者にとってはプラスにならない。

私はどうもそんな感じがするので、今日はお願いでございますが、生理落果が終わって、7月下旬ぐらいにはほぼ終わりますから第二次落果まで、みんな二次落果も終わりますから、その時点でもう一回見通しを出していただきたいなと。これはお願いでございます。

以上です。

豊田部会長

どうもありがとうございました。

うら年のみかんにつきましては、出荷量の下方修正が予想されると。それでは、ひとつお願いいたします。

西嶋課長補佐

今回、適正生産出荷見通しという形で出させていただきまして、それを受けまして、今後全国果実生産出荷安定協議会の方、みかんの場合はかんきつ部会、それからりんごはりんご委員会で全国生産出荷目標というのを策定いただくという形になっております。この事業の要綱、要領上、全国生産出荷目標については一定の割合、ある程度の増減についてはその全果協の中で協議をい

ただいて、例えば若干下がる場合であるとかに再配分していただくというような手続をしていただける形になっておりますので、今後、全果協とも相談をしながら、例えば全国生産出荷目標が必要であれば見直しをするというような形で検討していきたいというふうに思っております。

豊田部会長

ということでございますので、今後の検討ということで、ご指摘のような落果終了時点での見通しの見直しという可能性ということについても含めてご検討いただければと思います。

他に。はい、どうぞ、木村委員、お願いします。

木村委員

まず、この適正生産出荷見通しについては止むを得ないだろうという気でいます。今年はこの数値ができるだけ生産者に周知徹底させるよう努力したいと思います。ただ、毎年のようにこのような見通しが出てくるわけですが、需給見通しがだんだん下がっていくのではないかというような不安は生産者として常に持っています。生産量というのは産業の本当に力でございますので、どんどん生産量が下がっていく状況の中でこの果樹産業がどうなっていくのかなというような大きな不安は、生産者は常に持っているということは申し上げておきます。

それから、さっき小田切先生から結果的に高い数値が下げられて平準化しているのではないかというようなお話をありました。私もそのことをつくづく感じていました。平準化されたことについて、国も決して評価している平準化でなくて、いわゆる低い数値の平準化で、特にみかんなんかは3年連続で発動されたわけですから、決してそれを満足しているのではないんでしょうが、数値だけ見ていると、需給調整をとって価格が平準化してあよかつたなんていうことはよもやないと思いますが、ただ数値だけ見ているとそういうように見えてくるというのは本当に怖いなとも思っていますし、できるだけ適正生産出荷見通しをやって、本当は先程先生が言われたように下の方が上がってもっと平準化、本当を言うと生産者が再生産できるような平準化がされていく、そういう方向に持っていくかなければならないんだよなというような気はしております。

豊田部会長

今のご意見も今後の果樹経営安定制度自体のあり方についての1つのご示唆があったと思います。

他にご意見ございますでしょうか。

中村委員、お願いいたします。

中村委員

まず質問なんですが、うんしゅうみかんは、去年冷夏もあって、加工用の需要が減って在庫があるというふうおっしゃっていましたね。在庫は平年ベースよりどのぐらい量的にあるというところなんでしょうか。

竹原果樹花き課長

原料ベースで現時点で19万トンあります、これは通常の年の1年半分あるという、そういう状況でございます。

中村委員

去年が115万トンですよね、適正生産量が。去年の需要が115万トンということで算定しているんでしたかね。

竹原果樹花き課長

115万トンと今年の111万トンの差は、まさに果汁の部分だけの差ということでございます。

中村委員

いや、在庫がかなりあるということはあれなんですが、去年冷夏で果汁の需要が減った、それをベースに同じ需要量ということになると、今年の果汁の需要量はそんなにないということではなくて、在庫が多いからという、そういう理解でいいんですかね。

竹原果樹花き課長

全くそのとおりでございます。すみません、ちょっと先ほどの資料があれですけれども、もう少し正確に申し上げますと、15年度末の通年在庫量が果汁ベースで1万9,200トンでございます。5分の1濃縮換算でございます。これは通常の年でいきますと、その前の年が1万3,700トン、その前の年が1万5,000トン、大体それぐらいの適正規模が本来でありますけれども、それに比べて今年はその分非常に多いという状況でございます。ということで、今年、先程のような果汁仕向量ということで見込んで計算をいたしますと、16年度が終わった段階での通年の在庫量というのは大体適正な水準に戻っていくという、そういうふうな考え方で計算しておるということでございます。

中村委員

わかりましたが、今年も需要量は115万トンあるけれども、果汁の在庫があるために生産は111万トンだというならわかるんですが、需要量は111万トンです、目標は111万トンというのは、ちょっとその辺が計算が合うのかなという気がしないでもないんですけども。

竹原果樹花き課長

ちょっと説明が至りませんでしたけれども、今中村委員おっしゃりますとおりでございます。果汁としての消費量ではなく、加工原料用果実の需要ということで需要量は111万トンという形にしたということでございます。

中村委員

わかりました。みかんもりんごもこの数値でやむを得ないというふうに私は思います。

次いで1つお願いなんですが、前からいろいろ経営安定対策の議論、意見が出ているんですが、やはり豊田部会長が言われる

ように、EUの進展ではありませんが、グローバル化がかなり進んでいるという中で、直接競合する果実ではなくても、かなり輸入がいろいろ幅広く増えてくるという可能性はあると思うんですね、今後。そうすると、やはり間接的な影響というんですかね、消費の方にいろいろ当然影響が出てくるという面もある。そういう中で、価格もみかんの場合ですと余りこここのところぱっとしないというのが続いている。従って、担い手が将来不安みたいなところが多いと思うんですよね。経営安定対策の加入状況もそんなに高くないという状況ですから、これから基本計画からみで検討するときに、やはり担い手が魅力のある対策に、将来に希望を持てる、こういう場合にはこうだという希望を持てるファンで検討してほしいと思いますし、特に、やはり検討するときに、現場といいますかね、幅広く現場の意見を聞くようにしていただきたいなというお願いです。

以上です。

豊田部会長

どうもありがとうございました。

今のご意見、非常に貴重なご意見だと思いますので、今後の後半のご意見はご質問というよりもご意見ということが強かったと思いますが。

他にこの点についてご質問等ございますでしょうか。

もしなければ、今の点にも関わって、この後もう一つございますので、そちらの方に移していきたいと思いますが。よろしければ、議論が出尽くしたようでございますので、今の見通し案につきましては、本部会の議論を踏まえて農水省の方で最終調整を行った上で策定・公表するということになってまいります。

次に、先般2月20日の果樹部会より検討を開始しました果樹農業振興基本方針の関係でございます。ご承知のとおり、今まで産地・経営小委員会と需給小委員会、それぞれ1回ずつ開催しており、事務局より当日の状況について簡単にご紹介していただきたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

竹原果樹花き課長

それでは、資料7をお開けいただきたいと思います。第1回の産地・経営小委員会の内容でございます。皆様方のお手元にいつてあるかとは思いますけれども、ご紹介をさせていただきます。1ページ目は、特に内容に踏み込んでおりませんので、2ページ目からご説明をさせていただきます。

第1回目では、産地構造の問題、目下、経営の問題につきまして検証を行ったということでございます。委員の方からの意見は以下のとおりということでございます。1つは、園地の基盤整備ということでございます。やはり園地の基盤の遅れというのが非常に大きな課題であるということで、これを解消しないと担い手の規模拡大も担い手の集積というのもなかなか実現できないというようなご意見がございました。

それから、基盤整備を進めるための手法ということにつきまして、産地でいろいろな取り組みがあるから、優良事例、まさにそういうものをよく踏まえた上で、パターン化する必要があるので

はないかというようなご意見がございました。

それから、別の観点でございますけれども、果樹農家数が残念ながら減少しております。もうちょっとこの減少の中身というのを品目別にどうなのか、あるいは地域別にどうなのかと、よくよく分析した上で対応を考える必要があるのではないかというご意見がありました。

それから、一方で果樹農家の状況でございますけれども、細分化された園地を所有されており、小規模の土地基盤整備というのを視野に入れた取り組みが必要であるというようなご意見が出来ました。

次に、園地の流動化につきましてのご意見でございます。これも流動化を推進することは非常に重要であると。特に園地台帳の整備が必要なのではないかと。そういうようなことも含めて、流動化のパターンというのを示すべきではないかというようなご意見がございました。

施策としましては、産地としまして土地利用計画というのを策定いたしまして、施策の対象とすべき条件の良い優良園地に絞って支援を集中すべきではないかというようなご意見もございました。

それから、その次に園地の流動化につきましては、いろいろ、特に果樹の場合はミスマッチというのが問題であると、顕在化しておるというようなご意見が出ました。

それから、果樹の場合の特徴であります傾斜地でありますけれども、そういうような園地につきましては、なかなか借り手がないなどというようなことで、そういうようなことを進める上で農道、あるいは園内道の確保された園地の基盤整備というのが、是非重要であるというような話が出ました。

それから、後継者の確保という観点から技術の向上が必要であるということで、家族経営の観点から、必ずしも規模拡大という方向だけではなく、適正規模ということをもう少し考えてはどうかというご意見も出ました。

それから、次のページをご覧いただきたいと思います。労働力の確保という問題が非常にまた1つの大きな問題でございます。委員の先生からは、いろいろな形での労働力の確保の事例があるというふうなことがございました。

それともう一つ、果樹の場合は高度な技術を必要とする場合とそうでないものもあると。そこら辺をよく考えていく必要があるのではないかというご意見がありました。

一方で、なかなか労働力が確保できないという現状もあるという中で、労働力を最大限、これは家族の労働力ということで、最大限に活用して収益を高めるというようなことも片や追求すべきではないかというようなご意見がありました。

それから、構造改革のためには園地整備、園地の流動化、労働力の確保、この3つをセットとして検討する必要があり、加えて、所得の安定が図られないと労働力の確保も困難であるというような、そのようなご意見が出たということでございます。

それから、その他としまして、後継者のために若者に興味を持たせるような工夫が必要である。あるいは、女性の活用というの

も重要であると。特に加工販売とか観光農園とかという、そういうふうな取り組みでの所得確保というものにももう少し目を向けるべきであると。

それから、産地の構造改革がどうしても必要だということありますけれども、その前提としまして農協の取り組みが大きな力となるので、その辺の考え方というのを考えるべきだというようなご意見ということでございます。

次に、資料の8をご覧いただきたいと思います。第1回の需給小委員会の概要でございます。これも1ページ目は省略をさせていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思います。この会では、果実の消費の実態と検証ということを議題といたしまして行いました。委員からは、主に3つの観点からご意見が出ました。まず品質でございますけれども、消費を考える上では果実の味というものが非常に重要であるというようなことで、市場の評価が高いのは、果実の品質のばらつきが少ないと。果実のおいしさの基準というのも必要なのではないかというご意見がありました。

2つ目は食育の観点で、食育は非常に重要であると。小さい頃からそういうような教育、特に保育園、幼稚園のみならず、家庭での取り組みという長期的な考え方からそういうものの定着をさせる必要があると。学校給食も重要であると、そういうご意見があつたと。

それから、その他のご意見といたしまして、若い人の果実の消費が少ないということなんですけれども、その原因としては、自由に使えるお金が少ないというような背景もあるのではないだろうかと。あるいは、味と価格についてどういうふうな対応をしていくのかということもよく考える必要があるのではないかと。それから、購入先がいろいろとコンビニなんかのような形で変化をしているというような意見がございました。それから、商品の情報を消費者にどのように提供していくのかというようなことが重要なってまいりますけれども、消費者の努力も必要なのではないかというようなご意見がございました。

最後に、消費動向のアンケートということでございますけれども、なぜ国産果実の消費が今現在このような状況になっているのか、今後拡大する上でどのような手立てが必要なのか、そういうことを主な議題といたしまして、果実基金におかれましてアンケート調査を実施していただくことになっておりますけれども、そのアンケート調査にこういうような観点からも質問してはどうかというふうなことで、ここに書いてございますようなご意見が出ております。これにつきましては、現在調査を開始したところでございまして、また、これは果樹部会でもその結果につきましてご紹介させていただきたいというふうに思っております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

豊田部会長

事務局よりご説明をいただきました。果樹部会では、今後7月までに小委員会において本格議論の上取りまとめられる中間論点整理の報告を踏まえまして、8月までに果樹部会として中間論点

整理を行うということになっております。現段階において具体的な議論を行うという計画ではございませんようですが、特にお気づきの点がございましたらお願いいいたします。

特ないようでございましたら、以上、本部会でご審議いただく事項は終了することになります。

事務局より何かございましたらお願いいいたします。

竹原果樹花き課長

日程的なものでございます。先週、各委員の方々から7月のご予定をお尋ねしたところでございます。果樹部会の開催につきましては、今後、小委員会の議論がある程度まとまった段階で日程を再度調整させていただきたいと思います。現時点では、小委員会との関係で不確定な要素もありますけれども、事務局といたしましては今のところ7月下旬ぐらいを考えてあるところではございますけれども、また調整をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

豊田部会長

それでは、本部会でご審議いただく事項は終了いたしました。大変不慣れな司会で申しわけございません。進行役を事務局にお返しします。

竹原果樹花き課長

本日は、ご多忙の中ご出席を賜りまして、ご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。本日のうんしゅうみかん、りんごの適正生産出荷見通しにつきましては、本日の午後を目途に公表したいというふうに考えております。また、本日の部会の概要につきましては、部会長にご確認をいただいた上で、来週、農林水産省のホームページに掲載をさせていただく予定で考えております。さらに、詳細な議事録につきましては、前回の果樹部会と同様、後日委員の皆様方にご確認をいただいた上でホームページに掲載させていただきますので、この点につきましてもあわせてよろしくお願いいいたします。

それと、本日いろいろなご意見が出ました。本日の議題というよりは、むしろ果樹部会、果樹部会の審議の方向、あるいは経営安定対策の今後の方向というようなことで、いろいろなご意見があったかというふうに思っております。本日の部会でこのようなご議論があったということも踏まえまして、今後、小委員会で検討いたしますけれども、十分反映をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして本日の果樹部会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時00分 閉会